

○厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。			
二 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注11に係る施設基準 一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。	二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注5に係る施設基準 一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。	三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準 一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。	三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準 一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。	三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準 一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。
四 指定通所介護の施設基準	四 指定通所介護の施設基準	四 指定通所介護の施設基準	四 指定通所介護の施設基準	四 指定通所介護の施設基準
イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が	イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が三百人以内の指定通所介護			

三百人以内の指定通所介護事業所であること。

□ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (略)

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) (2) (略)

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) (2) (略)

二 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

五 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

事業所であること。

□ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

(2) (略)

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) (2) (略)

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) (2) (略)

二 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

リハビリテーションの施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業所の指定事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

六 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

七 指定期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

四 指定期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十一号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより上であること。

ローニー（略）

八

指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）

九

指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ（略）

十

指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数（当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第八号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより上であること。

ローニー（略）

五

指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）

六

指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅰ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅲ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅳ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅴ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅵ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

イ

看護体制加算（Ⅶ）を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ・ロ（略）

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といいう。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

口 看護体制加算(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1)

当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一)

当該指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二)

当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に規定する特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2)

当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(3)

イ(2)に該当するものであること。

[十一] 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

[十二] 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

七 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（以下「病室」という。）における看護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数（当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当すること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行なう診療所における療養病床以外の病床の床面積は利用者一人につき、六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十二条の四第二項において準用する同令第二十二条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室（以下「療養病室」という。）における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当すること。

(五) 医療法施行規則第二十二条の四第二項において準用する同令第二十二条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

室を有していること。

(七) 診療所(他の診療所を除く。)においては、食堂及び浴室を有していること。

(八) 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一) 及び四から七までに該当するものであること。

(二) (一) 及び四から七までに該当するものであること。
当該病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数(当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること)。

(九) ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一) 及び四から七までに該当するものであること。

(2) (一) 及び四から七までに該当するものであること。
当該病室における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療

(十) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、四及び五に該当するものであること。

(2) (一)、四及び五に該当するものであること。
当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(十一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、四及び五に該当するものであること。

(2) (一)、四及び五に該当するものであること。
当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室に

養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌカ (略)

十三 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

十四 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項)に規定する認知症をいう。以下同じ。)の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イホ (略)

十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イハ (略)

十六 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

イハ

(略)

十七 指定短期入所療養介護に係る診療所設備基準減算の施設基準 療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

イハ

(略)

十八 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)の病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、病院療養病床短期入所療養介護費(viii)の病院

イホ (略)

(略)

十九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

ヌカ (略)
第六号の規定を準用する。

十 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イホ (略)

十一 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イハ (略)

十二 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

イハ

(略)

十三 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準 療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

イハ

(略)

十四 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

イハ

(略)

十五 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(vii)の病院療養病床短期入所療養介護費(viii)の病院

イホ (略)

(略)

十六 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(vii)の病院療養病床短期入所療養介護費(viii)の病院

イホ (略)

(略)

療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養介護費(i)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われること。

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅶ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅷ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅸ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅹ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅺ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅻ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅼ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅽ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅾ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅿ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準（ニニシトに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のもの
に限る。）の利用者に対して行われるものであること。

介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）

（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(viii)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(ix)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xi)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）

（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(vi)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vii)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(viii)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(ix)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xi)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行わられるものであること。

十九 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 (略)

二十 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準
一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。

二十二 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十三 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

二十四 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行わられるものであること。

十五 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 (略)

十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

十九 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十 小規模多機能型居宅介護の施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当しないこと。

a 看護職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

b 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十六 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準

二十七 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)
b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

十九 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)
b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分(指定地域密着型サービス基準第二百七十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第三十二号及び第三十三号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

三十 指定地域密着型介護老人福祉施設サービス基準(イ)イイ指定期間内に、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

二十三 指定地域密着型介護老人福祉施設サービス基準(イ)イイ指定期間内に、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

ロ・ハ (略)

(2) (略)

二十四 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準(イ)イイ指定期間内に、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c (略)

二十五 指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算に関する減算に係る施設基準(イ)イイ指定期間内に、常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、常勤の看護師については、平成二十年九月三十日までの間は、常勤の看護職員で配置することを足りることとすること。

ロ・ハ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対しても、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

八 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること

二 看取りに關する職員研修を行つてゐること。
ホ 看取りのための個室を確保してゐること。

三十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の六十五以上又は日常生活に障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十以上であること。

ロ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当しないこと。

三十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制計算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当しないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅰ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) イ(2)及び(3)に該当すること。

ハ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設

サービスの施設基準

- (1) イ(1)に該当するものであること。
- (2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。
- (4) イ(3)に該当するものであること。
- 二 看護体制加算④口を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
- (1) 口(1)に該当するものであること。
- (2) ハ(2)から④までに該当するものであること。
- 三十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準
- イ(4)ハ (略)
- 三十五 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- 三十六 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。
- 三十七 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。
- 二十六 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準
- イ(4)ハ (略)
- 二十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
- 二十八 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。
- 二十九 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。
- 三十 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。
- 四十一 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対し、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 四十二 看取りに関する職員研修を行つてること。

二 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

三十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第四十一号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) (略)

口う二 (略)

三十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ う二 (略)

三十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第九号の規定を準用する。

二十八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(略)

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) (略)

口う二 (略)

二十九 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ う二 (略)

三十 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第六号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十五号の規定を準用する。

四十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に

係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等の算定方法第十号」とあるのは、「通所介護費等の算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(1)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十一号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当すること。

ハ 看護体制加算(1)ハイを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ(1)に該当すること。

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人

福祉施設基準第二条第一項第三号ロに規定する指定介護老人

福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、

診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当すること。

二 看護体制加算(1)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) □ (1)に該当するものであること。

(2) □ (2)から(4)までに該当するものであること。

四十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る
施設基準

第三十四号の規定を準用する。

四十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する
指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
第三十五号の規定を準用する。

四十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る
施設基準

第三十六号の規定を準用する。

四十五 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の施設基準

第三十六号の規定を準用する。

四十五 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー
ビスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー
ビスの施設基準

(1) (略)

□ 算定日が属する月の前十二月間ににおける新規入所者の総
数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から
自宅等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定
する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予
防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行
う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所し
た者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であ
ることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすこと
ができない特段の事情があるときはこの限りでない。

（3） (略)

□ (略)

三十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る
施設基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する
指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
第二十七号の規定を準用する。

三十四 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の施設基準

第三十六号の規定を準用する。

三十四 介護保健施設サービスの施設基準
イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービス
の施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー
ビスの施設基準

(1) (略)

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サー
ビスの施設基準

(1) (略)

□ 算定日が属する月の前十二月間ににおける新規入所者の総
数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から
自宅等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定
する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予
防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行
う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所し
た者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であ
ることを標準とすること。

（3） (略)

□ (略)

四十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基

準イムニ（略）

四十七 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

四十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ（略）

四十九 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十四号の規定を準用する。

五十 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

五十一 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

五十二 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(イ)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)

四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

三十五 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基

準イムニ（略）

三十六 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十七 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ・ロ（略）

三十八 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十号の規定を準用する。

三十九 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

四十 介護老人保健施設に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(イ)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)

四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替える

るものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号への規定を準用する。この場合において、同号ヘ(1)四四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

二 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号チ(同号チ(1)五及び六)を除く。の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)二及び三並びに(2)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(2)中「(1)及び四から七)まで」とあるのは「チ(1)一、四及び六」と読み替えるものとする。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号リの規定を準用する。この場合において、同号リ中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号リ(1)中「チ(1)一及び四から七)まで」とあるのは「チ(1)一、四及び六」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)四(四又は(2)五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号への規定を準用する。この場合において、同号ヘ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

二 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ト 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十二号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

五十三 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

五十五 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

五十六 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・二 (略)

五十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表

イ・ロ (略)

五十八 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用

イ・一 (略)

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要すること。

六十 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四又は(2)四中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十二 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

四十四 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

四十五 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・二 (略)

四十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表

イ・ロ (略)

五十七 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表

イ・一 (略)

五十八 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用

イ・二 (略)

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要すること。

護予防訪問介護費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

六十 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防訪問介護費の給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注5に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。

六十一 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業所であること。

六十二 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

六十三 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第七号の規定を準用する。
六十四 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第八号の規定を準用する。

六十五 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

六十六 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生

活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十一号の規定を準用する。

六十七 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

四十七 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十九 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

五十 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

五十一 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生

活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第七号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十二号の規定を準用する。

六十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十三号の規定を準用する。

六十九 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

七十 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十六号の規定を準用する。

七十一 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養環境減算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

七十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

七十三 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十九号の規定を準用する。

七十四 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。

七十五 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第二十三号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

七十七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜間ケア加算

第八号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

第十一号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは、「第十七号イ」と読み替えるものとする。

五十五 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十六 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十三号の規定を準用する。

五十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

五十八 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十五号の規定を準用する。

五十九 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第十八号の規定を準用する。

六十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第十九号の規定を準用する。

算の施設基準

第二十五号の規定を準用する。